

平成29年1月10日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ  
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

**実務対応報告公開草案第59号  
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」に対する意見**

平成28年11月9日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

## 記

## 質問1

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意します。

## 質問2

更生等による追徴及び還付に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の理由により同意しません。

## (1) 第5項について

公開草案第32項において、「(前略)追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは排除されていないと考えられる。本会計基準では、この趣旨を踏襲して、「原則として、当該追徴税額を損益として計上する。」との表現を用いている。」とし、公開草案第5項において「原則として、」と表現した理由を規定している。しかしながら、「追徴税額を費用計上しないケース」や「納付税額を資産として計上するケース」は第5項の要件(更正等により追加で徴収される可能性が高く、当該追徴税額を合理的に見積ることができる場合)を満たす限りあり得ないと考えられることから、「原則として」の文言は削除することがより望ましいのではないかと。

## (2) 第6項について

公開草案第3項なお書において、「なお、本会計基準において、更正及び修正申告を「更正等」という。」としているが、公開草案第6項において、「更正等により還付されることが確実に見込まれ」とされていることから、第3項において、「更正の請求」も定義し、「なお、本会計基準において、更正及び修正申告、更生の請求を「更正等」という。」とすることがより望ましいのではないかと。

## 質問3

本公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の理由により同意しません。

公開草案第13項において、「外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額について、(中略)利益に関する金額を課税標準とする税額以外の税額は、その内容に応じて、」とある。この規定に該当するかどうかの判断としては「外国法人税」の定義が重要になり、当定義は公開草案第3項において、「(6)「外国法人税」とは、外国の法令により課される法人税に相当する税金をいう。」と定義されている。ここで、定義における「法人税に相当する税金」の表現が曖昧であることから、法人に課された税金のうちのいずれがこの規定の対象となるのかが不明確となるのではないかと。

以上